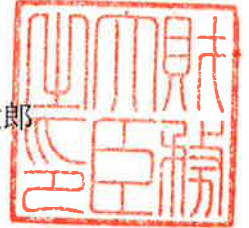


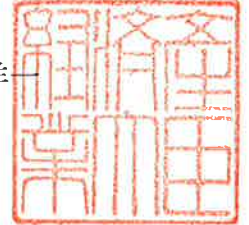
課 酒 3 - 1 3  
20150527 製第 9 号  
平成 27 年 6 月 24 日

株式会社 S E P I N O  
代表取締役社長 井上 宗士 殿

財務大臣 麻生 太郎



経済産業大臣 宮沢 洋一



規制について規定する法律及び法律に基づく命令の解釈等に関する回答書

平成 27 年 5 月 27 日付で別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

#### 記

1. 照会書にある膜活用低アルコール日本酒（以下、膜活用低アルコール日本酒）及び高濃度アルコールを試験製造する際の申請先について

酒類の定義については、酒税法（昭和 28 年 2 月 28 日法律第 6 号）第 2 条第 1 項に、また、その法解釈について酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の第 2 編第 2 条第 1 項関係に規定されている。

今回、確認の求めのあった、試験製造に係る申請先は、高濃度アルコールについては、酒税法上の酒類に該当するか否かにより判断することとなり、その基準は、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達に基づき、飲用可能かどうかによることとなる。

他方、膜活用低アルコール日本酒については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達に基づき酒税法上の酒類に該当することとなるが、「脱アルコール膜」を用いた行為については、酒税法上の酒類の製造には該当しないため、試験製造免許の取得は不要である。

高濃度アルコールについては、清酒を原料として製造されるものであり、飲用可能と考えられることから、酒税法上の酒類（スピリッツ等）に該当すると判断され、この場合、試験製造免許の取得が必要となる。

なお、飲用可否の最終的な判断については、製造される製品の性状等について具体的に示しながら、管轄する税務署（最寄りの酒類指導官が設置されている税務署）に相談されたい。

また、酒税法上の酒類に該当すると判断される場合、アルコール事業法の適用は受けず、手続きは不要である。

## 2. 分離された高濃度アルコールにおいて飲用での商品化が難しいと判断される場合の取扱いについて

分離された高濃度アルコールが飲用可能である場合は、1. に記載のとおり酒税法上の酒類に該当すると判断され、他方、飲用できない場合で、アルコール事業法（平成12年4月5日法律第36号）に該当する場合は、アルコール事業法の対象となる。

今回、確認の求めのあった、日本酒を膜活用低アルコール日本酒と高濃度アルコールとに分離する場合において、今後、酒税法上の試験製造が認められた場合で、分離された高濃度アルコールについて、飲用での商品化が難しいと判断された場合であっても、製成される高濃度アルコール自体が酒税法上の酒類に該当するものであれば、酒税法で規定する試験製造として取り扱うことになる。

また、酒税法上の酒類に該当すると判断される場合、アルコール事業法の適用は受けず、手続きは不要である。

## 3. 試験製造後、量産体制となった場合の申請先について

量産体制になった場合の申請先については、製造した高濃度アルコールが飲用可能で飲用の用途にて用いる場合は酒税法上の酒類に該当するため、国税庁（税務署）となる。また、製造した高濃度アルコールが飲用不可となる場合は、

アルコール事業法上のアルコールに該当するため、経済産業省（地方経済産業局）への申請が必要となる。加えて、分離された高濃度アルコールを、飲用可能であるが飲用以外の用途に用いる場合も、経済産業省（地方経済産業局）への申請が必要となる。

なお、それぞれの申請において、免許や許可がなされるか否かは申請内容等により、申請先等で判断されることとなる。

膜活用低アルコール日本酒については、酒税法上の酒類に該当することとなるが、「脱アルコール膜」を用いた行為については、酒類の製造には該当しないため、製造免許の取得は不要である。

さらに、原料となる清酒を自ら製造する場合には清酒の製造免許が必要となるが、清酒の製造免許については、「企業合理化を図るために新たに製造場を設置する場合」など特定の要件を満たす場合のみ免許を付与することとしている点は留意願いたい。

酒税法上の酒類に該当する場合は、同法第7条の免許、同法第46条の記帳義務その他同法に基づく各種義務の履行が求められる。具体的な申請先は酒類の製造場（予定）の所在地の所轄税務署となるが、申請に関する事前のご質問やご相談等については、当該税務署を管轄する酒類指導官が設置されている税務署に連絡されたい。

アルコール事業法上のアルコールに該当する場合は、同法第3条の許可、同法第9条の報告等、その他同法に基づく各種義務の履行が求められる。具体的な申請先は主たる事務所（予定）の所在地の所轄地方経済産業局となるため、申請に関する事前のご質問やご相談等についても、管轄する地方経済産業局に連絡されたい。